

事務連絡  
令和7年6月27日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 資格確認書の有効期限の設定に係る留意事項等について

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、既に3月末に対応いただいている場合もありますが、多くの市町村（特別区を含む。以下同じ。）では、本年7月末以降順次、発行済みの健康保険証の有効期限が到来することになります。

各市町村におかれましては、発行済みの健康保険証の有効期限が到来する前までに、被保険者に対し、順次、資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付するため、適宜準備を進めていただいていることと存じます。

その中で、資格確認書の有効期限については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第3項の規定により、「交付の日から起算して5年を超えない範囲内において市町村が定めるものとする」としております。

これについて、特に転居等により資格の取得、喪失が発生しやすい国民健康保険においては、資格確認書に長期の有効期限を設定した場合、資格喪失後に、元々加入していた保険者の資格確認書を用いて受診するケースや、その資格確認書が不正利用されるケースが増加することも懸念されるところです。

については、例えば2年を超える長期の有効期限を設定することを検討されている市町村におかれましては、上記の点についても十分御留意いただき、資格喪失時・負担割合変更時等の資格確認書の返還又は破棄案内等について、適切に行うようお願いします。

都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知徹底をお願いします。